

☐ 給与から差引き(特別徴収)
☐ 自分で納付(普通徴収)

申告書の記載欄について(裏)

6 給与所得の内訳
年中にあった給与収入について、事業所種別、勤務先所在地、勤務先名、事業所番号、収入合計額を勤務先ごとに記入してください。

10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項
【総合譲渡に関する事項】
譲渡した資産の保有期間が5年以内のものについては「短期」欄に、保有期間が5年を超えるものについては「長期」欄に記入してください。

項目	記載内容
収入金額	資産の譲渡代金
必要経費	譲渡した資産の取得費や譲渡に要した経費
差引金額	「短期」と「長期」の一方が赤字で他方が黒字である場合には、この欄で赤字と黒字を差し計算しますが、その差し計算の対象となった「長期」と「短期」のそれぞれの金額を()で囲み、上部に両者の差し後の金額を書きます。
特別控除額	特別控除額は50万円(差引金額が50万円に満たない場合は、差引金額)です。この特別控除額は、「短期」→「長期」の順に差し引きします。

【一時所得に関する事項】

項目	記載内容
収入金額	賞金、懸賞当せん金、競馬、競輪の払戻金、生命保険金、遺失物拾得の報労金、法人からの受贈などの収入金額
必要経費	収入をあげるための支出や、その収入が生じた原因の発生に伴って支出した金額
特別控除額	特別控除額は50万円(差引金額が50万円に満たない場合は差引金額)
所得金額	特別控除額を差し引いた後の金額

11 事業専従者に関する事項
あなたと生計を一にする配偶者や15歳以上の親族で、その従事した期間が1年を通じ6か月を超える方に給料を支払った場合、それを必要経費とすることができます(ただし、配偶者控除・配偶者特別控除・扶養控除を受ける方は除きます。)。事業専従者控除の限度額は、配偶者の場合は86万円、その他の場合は50万円です。事業専従者に該当する方の、氏名、続柄、生年月日、従事月数、専従給与額、個人番号を記入してください。

12 別居の扶養親族等に関する事項
別居している扶養親族の氏名、個人番号、住所を記入してください。

14 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項
配当割額または株式等譲渡所得割額の控除を申告する場合は、明細書等に記載のある地方税(住民税)の源泉徴収金額の合計金額をご記入ください。

16 所得金額調整控除に関する事項
次の1もしくは2のいずれか、又は両方に該当する場合は、それぞれの算式により計算した金額を給与所得の金額から控除します。
1 給与等の収入金額が850万円を超え、次の(1)～(3)のいずれかに該当する場合
(1)特別障害者に該当する
(2)23歳未満の扶養親族を有する
(3)特別障害者である同一生計配偶者もしくは扶養親族を有する
(給与等の収入金額－850万円)×10%＝所得金額調整控除
※前年の給与等の収入金額が1,000万円を超える場合には1,000万円で計算。
2 前年中に給与所得及び公的年金等に係る雑所得があり、双方の合計額が10万円を超える場合
給与所得控除後の給与等の金額+公的年金等に係る雑所得の金額－10万円＝所得金額調整控除
※給与所得及び公的年金等雑所得が10万円を超える場合は、それぞれ上限10万円で計算。

6 給与所得の内訳

① 事業所種別	
勤務先所在地	
勤務先名	
事業所番号	
収入合計額	

7 事業・不動産所得に関する事項

所得の種類	所得の生ずる場所	収入金額	必要経費	所得金額

8 配当所得に関する事項

配当所得の種類	支払確定年月	収入金額	必要経費

9 雑所得(公的年金等以外)に関する事項

種目	収入金額	必要経費

10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項

収入金額	必要経費	所得金額	特別控除額	所得金額(差引金額-特別控除額)
総合譲渡				
短期				
長期				
一時				
合計				

11 事業専従者に関する事項

氏名	続柄	生年月日	専従者給与(控除)額

12 別居の扶養親族等に関する事項

氏名	住所

13 事業税に関する事項

事業税所得	所得金額
非課税所得	
課税所得	
課税所得の特例	
課税所得の特例	
課税所得の特例	
前年中の開廃業	
他都道府県の事務所等	

14 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項

配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項	控除額

15 寄附金に関する事項

寄附金に関する事項	寄附金額

16 所得金額調整控除に関する事項

所得金額調整控除に関する事項	控除額

7 事業・不動産所得に関する事項
事業・不動産所得について記入してください。

項目	記載内容
所得の種類	営業、農業、不動産など該当する種類
所得の生ずる場所	店舗や農地、不動産の住所
収入金額	令和6年中に収入することが確定した金額。未収入金、現物収入、自家消費の商品、雑収入やリベートなども含む。
必要経費	令和6年中に収入を得るために直接要した費用。販売した商品などの原価、雇入費、事業用固定資産などの地代、家賃、借入金の利子、修繕費、損害保険料、減価償却費などがある(生活費、所得税、市民税・県民税などとは入りません。)
青色申告特別控除	所得税の青色申告を行うことを承認されている方は、青色申告特別控除の額

8 配当所得に関する事項
配当所得について記入してください。

項目	記載内容
配当所得の種類	「国内株式等」「国外株式等」「その他のもの」など該当する種類 なお、国外株式等に対し、外国所得税が課税されたときは、「国外株式等に係る外国所得税額」欄に、外国所得税額を記入してください。
支払確定年月	支払が確定した年月
収入金額	源泉徴収税額を差し引く前の金額
必要経費	株式を買ったり、出資するために借り入れた負債の利子を記入してください。

9 雑所得(公的年金等以外)に関する事項
雑所得(公的年金等以外)について記入してください。

項目	記載内容
種目	「原稿料」「印税」「講演料」「郵便年金」「生命保険年金」など該当する種類
所得の生ずる場所	支払者の名称
収入金額	令和6年中に収入することが確定した金額(必要経費を差し引く前の金額)
必要経費	原稿を書くためや講演、放送の為に特別に支払った図書購入費、調査研究費、交通費など収入を得るために要した金額

15 寄附金に関する事項
次のような団体等に総額2,000円以上の寄附があった場合に控除できます。
・都道府県、市町村、特別区(ふるさと納税)
・鹿児島県共同募金会、日本赤十字社鹿児島県支部
・鹿児島県条例、奄美市条例で指定された団体

※B ◎収入がなかった人の記載欄
前年中、収入がなかった方は1～6の該当する項目に○をつけてください。